

議案第80号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成3年大阪市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

2 前項の規定による勤務に関し必要な事項は、任命権者が定める。

第7条及び第15条中「第6条」を「第6条第1項」に改める。

第16条の見出しを「(臨時的任用職員等の勤務時間等)」に改め、同条中「臨時的任用職員」を「第2条から前条までの規定にかかわらず、臨時的任用職員及び会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、平成32年4月1日から施行する。

平成31年2月22日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

時間外勤務に関し必要な事項及び会計年度任用職員の勤務時間等を任命権者が定めることとするため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（抄）

(時間外勤務)

第6条 省 略

2 前項の規定による勤務に関し必要な事項は、任命権者が定める。

(宿日直勤務)

第7条 任命権者は、職員に対し、第6条第1項の規定による勤務のほか、所定の勤務時間以外の時間又は休日において宿直勤務又は日直勤務を命ずることができる。

(教育職員に対する時間外勤務の特例)

第15条 給与条例第5条第5項に規定する教育職員（給与条例第13条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける者を除く。以下「教育職員」という。）に対し、第6条第1項の規定により所定の勤務時間以外の時間又は休日に勤務することを命ずることができる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であつて臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。
この場合においては、教育職員の健康と福祉を害することとならないよう勤務の実情について十分な配慮がされなければならない。

(1)-(4) 省 略

(臨時的任用職員 の勤務時間等)

臨時的任用職員等

第16条 第2条から前条までの規定にかかわらず、臨時的任用職員及び会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）の勤務時間、休日、休暇等については、別に任命権者が定める。